ヘイトスピーチに対する大阪市として とるべき方策について(答申)

平成 27 (2015) 年 2 月

大阪市人権施策推進審議会

大 阪 市 長 橋 下 徹 様

大阪市人権施策推進審議会 会 長 川崎 裕子

ヘイトスピーチに対する大阪市として とるべき方策について(答申)

平成26年9月3日付け大市民第358号の諮問を受け、ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について取りまとめましたので、別添のとおり答申します。

目 次

Ι]な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 的	1
:	(1) ① ② (2)	定 対 属 ()	度者 生 用	
Ι	1		·スピーチに対してとるべき措置の内容・・・・・・・・・・ 実施する措置との関係	5
	(2) (3)	認識訴訟その	で 市独自の措置 選等の公表 公費用等の支援 の他の支援 可施設等の利用制限について	
	3	措置	世の対象	
Ш	: 措 1		とるにあたっての手続・・・・・・・・・・・・・・・ 主義	1 1
	(2)	審查審查	機関による審査 近機関の位置づけ 近機関の構成 近の手続	
参	考資		沙思妻(亚式 26 左 0 日 2 日 付 付 士 王 C 笠 250 日) (宮 L)	1 1
			大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿	14
	資料	:l 3		15 17
	貝币	10	由 前我小生儿型	1 /

Ⅰ 基本的な考え方

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動がいわゆるヘイトスピーチである として社会的関心を集めているが、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだ けでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながりかねないも のである。

大阪市では、在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が居住している中、市内において現実にヘイトスピーチが行われているといった状況にあり、大阪市は、市民の人権を擁護すべき基礎自治体として、ヘイトスピーチに対して独自で可能な方策をとることで、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示していくことが必要である。

1 目的

市民等の人権擁護

基礎自治体である大阪市がヘイトスピーチに関して方策をとる目的については、ヘイトスピーチにより被害を受けた市民又は市民の属する集団(以下「市民等」という。)の擁護とするのが適当である

基礎自治体である大阪市がヘイトスピーチに関して方策をとる目的については、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき人権尊重の社会づくりを推進している現状を踏まえ、ヘイトスピーチを行っている者(以下「表現発信者」という。)に対する義務付けその他の規制をするという観点よりも、市民等の人権を擁護するという観点からの仕組みづくりを基本とするのが適当である。

2 定義

ヘイトスピーチの定義

ヘイトスピーチの定義については、次の(1)から(3)までの要件の全てに該当する表現行為とすることが適当である

(1) 対象者

人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は集団

(2) 目的

目的が次のいずれかであること

- ア 社会からの排除を目的とするものであること
- イ 権利・自由の制限を目的とするものであること
- ウ 明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力を扇動することを目的とする ものであること

(3) 表現の内容及び場所・方法

表現内容が対象者を相当程度侮蔑し若しくは誹謗中傷するもの又は対象者に脅威を感じさせるものであり、かつ、一般聴衆が受動的に内容を知りうるような場所や方法によって表現されるものであること

当答申ではヘイトスピーチという表記がすでに一般化していることから表現行為を「ヘイトスピーチ」という用語に統一することとしているが、ヘイトスピーチの定義としては、演説などの発言行為に限定するのではなく、出版、寄投稿、インターネットの動画サイトへの掲載、示威行動、掲出、頒布その他一切の「表現行為」を対象とするものである。

(1) 対象者

1) 属性

「市民等の人権擁護」という目的からすると、その対象は人種、民族による属性に限定されるものではないが、大阪市内でヘイトスピーチが行われている現実を踏まえ早急に具体的な方策を講じていくことが求められていることから、実際に多く行われている人種、民族に係る特定の属性を有する個人又は集団を対象とするものに限定して制度を開始することが適当である。

他の人権課題(思想信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向など)については、それぞれの人権課題についてヘイトスピーチの定義に該当する事象が多く発生し、社会における差別意識の拡大が懸念されるなどの社会的な問題となるような段階で、今回構築する制度の運用状況や大阪府が作成を検討している「差別解消ガイドライン」の状況も踏まえて人権施策推進審議会において検討を行うことが適当である。

② 節用

対象者の範囲については、特定の個人に向けられたものだけではなく、一定の 集団に属する者全体に向けられたものについても、名誉毀損などの特定人の具体 的な損害が認められるか否かを問わず対象とすることが適当である。

〈参考 集団に対する名誉毀損について〉

ある性質を有する集団に対する行為がその集団に属する人や法人(以下「人等」という。)に対する名誉毀損になるかについては、現実にその集団に属する人等の社会的評価を低下させると評価できるか否かによる

○名誉毀損が認められた事案

・集合住宅に居住する外国人が所属する自治会が麻薬団の本拠であり自治会が麻薬のブローカー集団であるかのような新聞報道について損害賠償を請求した事案(東京高判 \$29.5.11)

●名誉毀損が認められなかった事案

- ・殺人の動機がサラ金の過大融資にあるように書かれた報道記事が全国の消費者 金融業者に対する名誉毀損とならないとされた事案(大阪地判 H5.3.26)
- ・「アイヌ資料集」に差別的表現が含まれるとして名誉毀損にもとづく損害賠償などを求めたが、アイヌ民族に属しているからといって個人に権利侵害が生じているとは言えないとされた事案(札幌地判 H14.6.27)

(2) 目的

目的については、憲法上保障されている表現の自由との関係を考慮して単なる 批判や非難は対象外とし、

社会からの排除を目的とするもの

権利・自由の制限を目的とするもの

明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力を扇動することを目的とするも ののいずれかに限定することが適当である。

(3) 表現の内容及び場所・方法

表現内容における「ヘイト性」の考慮要素としては「侮蔑」「誹謗中傷」「脅威」といったことが考えられるが、「侮蔑」「誹謗中傷」についての「相当程度」の判断基準を明確に規定することは困難であり抽象的な表現とならざるを得ず、個別の事案ごとに判断することになる。

表現の場所や方法については、公共の場所での表現行為と不特定多数の者の閲覧に供する行為等が考えられる。

- ○公共の場所(道路、公園、施設等)での表現行為
 - 集団示威運動、街宣
 - ・ビラの配布
 - ・ポスター、幕等の掲出
- ○不特定多数の者の閲覧に供する行為等
 - ・新聞、雑誌への掲載
 - インターネット動画サイトなどへの掲載
 - ・DVD等記録媒体の配布

なお、会員のみ参加できる集会など、限定した参加者に向けた表現行為は対象外であり、一般聴衆が受動的に発信内容を知りうる状態にあるかが判断の基本となるが、具体的には個別の事案ごとに判断する必要がある。

【表現の場所・方法についての基本的な考え方の例】

- ◇施設内で開催される集会で、一般聴衆の傍聴も可能
- ◇道路、公園のようなオープンスペースで開催され、発言 やビラ、のぼり、幕等の内容を一般聴衆が知りうる
- ◇上記のような集会等で配布される新聞、雑誌、DVDや 上映される動画等
- ◇不特定多数が閲覧可能なインターネットサイトに掲載された上記のような集会等を記録した動画
- ◆施設内で開催される集会で、限定された参加者のみで一 般聴衆なし

◆上記のような集会内でのみ配布される新聞・雑誌や閲覧 される動画等 対 象

対象外

Ⅱ ヘイトスピーチに対してとるべき措置の内容

1 国の実施する措置との関係

地方自治体である大阪市としては、国の人権侵害救済制度の補完的な役割を果たすことを基本とするのが適当である

人権侵害一般に関しては、国において、法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件調査処理の制度が設けられており、人権侵害救済手続の枠組みが確立されている。こうした状況を踏まえ、地方自治体である大阪市としては、国の補完的な役割を果たすことを基本として、独自の方策を実施するとともに、国の制度と連携を図ることが適当である。

なお、国の人権侵犯事件調査処理手続に強制力を伴う措置がない中で、大阪市が 措置を講じるにあたり関係者に対して協力義務や罰則等を課すことを条例で定め ることは困難であると解される。

〈参考 国が講じている措置〉

- ・援助 [関係機関への紹介、法律上の助言等]
- ・調整「当事者間の関係調整」
- · 説示·勧告〔改善勧告〕
- ・要請〔実効的対応ができる者に対し、必要な措置を要請〕
- 通告 [関係機関に情報提供し、措置の発動を要請]
- 告発〔犯罪に該当すると考えられる場合には刑事訴訟法による告発〕
- ・啓発 [人権尊重に対する理解を深めるための働きかけ]

2 大阪市独自の措置

大阪市独自の措置として事前に規制をすることは、憲法が保障する表現の自由の観点から事前抑制には慎重であるべきことや、表現内容がヘイトスピーチに該当するかどうかについては、その内容を確認しなければ判断できないことから困難であり、事後的な救済が主とならざるを得ない。

こうしたことを前提に、認識等の公表、訴訟費用等の支援、表現発信者に対する本 市施設等の利用制限などについて検討を行ったが、本市施設等の利用制限については、 上記の理由等から原則として困難であると判断した。

(1) 認識等の公表

ヘイトスピーチと認定した事案について、差別の拡散につながらないよう十分 に留意しながら、ヘイトスピーチであるという認識及びその事案の概要と講じた 措置を公表することが適当である へイトスピーチについては、安易にその概要を公表することによりその内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど差別の拡散につながるおそれがあり、かえって表現発信者にとってその意図・目的に沿うような事態になることも想定される。

また、インターネット動画サイトなどへの掲載によって不特定多数の者の閲覧に供されているような事例については表現発信者の特定が難しく、プロバイダが海外に本拠を置いているケースもあり、個々の表現発信者への説示・勧告やプロバイダへの削除の要請には実効性が伴わないことが想定される。

しかしながら、ヘイトスピーチが行われたと認定した事案について、その認識 及び事案の概要と講じた措置を公表することで、大阪市がヘイトスピーチは人権 侵害であり許さないという姿勢を対外的に示すことには意義があり、かつ、公表 することによってヘイトスピーチに対する社会的な批判を惹起しその抑止につ ながることも期待できる。したがって、ヘイトスピーチと認定した事案について は、差別の拡散につながらないよう十分に留意しながら、大阪市の認識及び必要 最小限の事案の概要と講じた措置を公表することが適当である。

なお、公表にあたっては、表現発信者に対する抑止効果も見込まれることから、 表現発信者が特定できる場合には、あらかじめ当該表現発信者に弁明の機会を与 えるようにすることが適当である。

〈参考 公表内容の例〉

「平成〇年〇月〇日に大阪市役所前で行われた街宣活動において、特定の 民族を社会から排除し差別を扇動する発言があり、当該発言はヘイトスピー チに該当すると認定したので、街宣活動の主催者団体に対して発言に関する 改善勧告を行うとともに、大阪法務局に大阪市の認識を通知した」

公表の方法としては、大阪市のホームページに掲載することを基本とし、社会 的影響の大きい事案は記者会見を開催するなど事案の内容に応じて対応するこ とが適当である。

(2) 訴訟費用等の支援

ヘイトスピーチにより被害を受けたとする市民等が司法救済を求めることを 支援するという目的に加え、ヘイトスピーチに関する司法判断を明らかにするこ とによりその抑止を図ることを目的として、大阪市がその訴訟費用を支援するこ とについては政策的な合理性があり、そうした制度を構築することが適当である

(司法を通じたヘイトスピーチの抑止について)

ヘイトスピーチは、憲法でその自由を保障された表現行為の一形態であるが、

その一方で、社会における差別意識の拡大を惹起するおそれがあるから、これを制限することは憲法で保障された自由の制約原理である「公共の福祉」によって正当化しうるものと考えられる。

このように憲法上の価値が衝突する場合にどちらを優先させるのかについての国家作用としての公権的な裁定は司法機関によって確定的に行われるべきものであるが、表現行為であるヘイトスピーチと「公共の福祉」によるその規制についての司法判断の蓄積がない中で、行政機関が行政作用として憲法の趣旨に即したヘイトスピーチの規制をすることは非常に困難であると考えられる。

こうした状況の下で大阪市としてとるべき施策の方向性としては、ヘイトスピーチについての司法判断が示されるよう促進することによってこれを抑止していくといったことが考えられる。

その具体的な手法としては、大阪市が裁判の当事者になることが直接的であるが、現行の裁判制度の下では具体的な被害を受けているとは言い難い大阪市が裁判の当事者になることは極めて困難なことから、ヘイトスピーチにより被害を受けたとする市民等が司法救済を求めることを支援するという目的に加え、ヘイトスピーチに関する司法判断を明らかにすることによりその抑止を図ることを目的として、当該市民等が行う裁判を支援・促進することが考えられる。

(訴訟費用等の支援について)

ヘイトスピーチにより被害を受けたとする市民等が行う裁判の支援としては、裁判に要する費用や裁判の準備のための調査等に要する費用(以下「訴訟費用等」という。)を支援することが考えられる。

訴訟費用等の負担については、消費者被害等に関し被害者の訴訟費用を地方 自治体が貸与するといった制度が設けられているが、これらは被害者が受けた 損害の回復を目的としたものであり、被害者が勝訴した場合には加害者により 損害が回復されたことになり、また、被害者が敗訴した場合にはそもそも損害 が発生していないことになることから、貸与した訴訟費用の返還を受けること になると考えられる。

これに対し、ヘイトスピーチに係る裁判の支援については、市民等が司法救済を求めることを支援することに加え、ヘイトスピーチに関する司法判断を明らかにすることによりその抑止を図ることをその目的とするものであることから、ヘイトスピーチについての司法判断が示された場合には、裁判の結果いかんにかかわらず、その目的が達成されたことになるのであるから、大阪市が訴訟費用等を支援することについて公益上の必要性が認められ、裁判の当事者となった市民等に大阪市が支援した費用の返還を求める必要はないと考えられる。

もっとも、訴えの取下げがあった場合や判決においてヘイトスピーチについ ての判断が示されなかった場合などについては、目的が達成されたとはいえず、 大阪市が支援した費用の返還を求めるべきである。

(審査機関による審査について)

訴訟費用等の支援をするかどうか、支援をする範囲や金額、支援をした費用の返還を求めるかどうかについては、専門的な観点から客観的な判断をする必要があることから、Ⅲの2に記載している審査機関による審査を経て判断するのが適当である。

(期待される効果について)

以上のとおり、ヘイトスピーチにより被害を受けたとする市民等が司法救済を求めることを支援することに加え、ヘイトスピーチに関する司法判断を明らかにすることによりその抑止を図ることを目的として大阪市が訴訟費用等を支援することは、政策的な合理性があると認められる。

また、必ずしも支援した費用の返還を前提としないことから、ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等が司法判断を求めるインセンティブにもなりうると考えられるとともに、こうした制度を設けることによって、ヘイトスピーチに対する大阪市の姿勢を示すといった効果も期待できるものである。

(3) その他の支援

インターネットサイトの管理者への措置要求などについては、市民等が単独 で実施するよりも行政が協力して実施する方がより大きな効果が期待できると 考えられ、こうした観点から、事案の内容に即した多様かつ柔軟な支援策を検 討し実施することが適当である

訴訟費用の支援のほか、ヘイトスピーチによる被害を受けたとする市民等に対する支援として、インターネット上でヘイトスピーチの内容等が掲載されている場合に、大阪市がそのサイト管理者に対して削除等の措置を要求するといったことも考えられる。

こうした措置の要求については、被害を受けたとする市民等が行う場合には、 調査能力等において限界があると考えられるとともに、公的機関である大阪市が 協力して行うことによってより大きな効果が期待できる。

このように、市民等が単独で実施するよりも行政が協力して実施する方がより 大きな効果が期待できるものについては、事案の内容に即した多様かつ柔軟な支 援策を検討し実施することが適当である。

(4) 本市施設等の利用制限について

ヘイトスピーチを行う団体であること、又は、ヘイトスピーチが行われること のみを理由に公の施設の利用を制限することは困難である

ただし、ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高く、かつ、管理上支障が生じる等、現行条例の利用制限事由に該当することが客観的な事実により具体的に明らかに予見される場合は利用を制限することもあり得る

(公の施設について)

地方自治法では、公の施設は本来住民の福祉を増進する目的をもってその利用を供するための施設であるから、正当な理由がない限り利用を拒むことはできず、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている(同法 244 条)。

また、集会場その他の公の施設は、集会の自由ひいては表現の自由の保障に 密接に関わるものである。

こうした公の施設について、「正当な理由」により利用を拒否することができる場合としては、相手方が使用料を納付しない場合、収容可能人員を超過する場合、他の利用者に重大な迷惑を及ぼす蓋然性が高い場合等とするのが一般的な見解である。

大阪市では、各施設の管理条例の中で、この「正当な理由」に基づき公の施設の利用を拒否できる場合として、「公安又は風俗を害するおそれがある」「管理上支障がある」といったことが利用許可の制限事由として規定されており、他の自治体においても同様である。

(ヘイトスピーチを理由とする公の施設の利用制限について)

へイトスピーチを理由として公の施設の利用を拒否することについては、それが憲法が保障する表現の自由の行使という側面を持つものであることや、表現内容がヘイトスピーチに該当するかどうかはその内容を確認しなければ判断できないことから、事前の利用の拒否は極めて困難である。

また、最高裁判例では、「集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない」とされており、ヘイトスピーチをこれまでに行っている又は行うと思われる団体であることのみを理由に本市施設等の利用を制限するような趣旨の規定を条例に設けることはできない。

さらに、最高裁判例では、施設の利用制限に合理的な理由があるとして認められる場合として、「会館の管理上支障が生ずるとの事態が、許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合」や「警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別の事情がある場合」でなければならないとされており、当該利用者が施設を利用することに伴い「管理上支障が生ずる」「混乱を防止できない」といった状況が客観的かつ具体的に予測されることが必要である。このような最

高裁判例の趣旨から見て、ヘイトスピーチが行われることが想定されることだけをもって、事前に公の施設の利用を拒否することは極めて困難であると考えられる。

参考判例

泉佐野市民会館事件(最判 H7.3.7) 上尾市福祉会館事件(最判 H8.3.15)

3 措置の対象

措置の対象については、次のとおりとするのが適当である

- ① 大阪市域内で行われたヘイトスピーチ
- ② 大阪市域外で行われたヘイトスピーチで明らかに市民等を対象とするもの
- ③ ①のヘイトスピーチの上映、インターネットの動画サイトへの掲載、その内容を記録した印刷物、DVDその他の物の販売・頒布など当該ヘイトスピーチを二次的に拡散するもの(以下「拡散行為」という。)(明らかに市民等を対象とするものとはいえないヘイトスピーチの拡散行為であって大阪市域内に拡散しないと認められるものを除く。)
- ④ ②のヘイトスピーチの拡散行為

ヘイトスピーチについては、集団示威運動や街宣活動、上映、出版、出版物への 寄投稿、インターネット動画サイトへの掲載などがあるが、これらのうち大阪市が とる措置の対象をどの範囲にするのかが問題となる。

この点、措置をとるのが一地方自治体である大阪市であることを考えると、措置の対象については、大阪市の市域内ないし市民等に関わるものに限定することが適当である。

具体的には、

- 大阪市域内で行われたヘイトスピーチ
- ② 大阪市域外で行われたヘイトスピーチで明らかに市民等を対象とするもの
- ③ ①のヘイトスピーチの上映、インターネットの動画サイトへの掲載、その内容を記録した印刷物、DVDその他の物の販売・頒布など当該ヘイトスピーチを二次的に拡散するもの(以下「拡散行為」という。)(明らかに市民等を対象とするものとはいえないヘイトスピーチの拡散行為であって大阪市域内に拡散しないと認められるものを除く。)
- ④ ②のヘイトスピーチの拡散行為 を措置の対象とすることが適当である。

さらに、措置のうち「訴訟費用等の支援」や「その他の支援」については、市民 等に対して金銭的支援を行うものもあるが、これらについては市内在住者に限定す るのが適当である。

Ⅲ 措置をとるにあたっての手続

1 申立主義

「認識等の公表」を行うかどうかについては、ヘイトスピーチにより被害を受けた市民等からの申立を受けて検討することを基本としつつ、事案を把握できたときは申立がなくても検討することもできるようにすることが適当である

また、申立は書面によるものとし、事実関係の調査等を行う必要があるため申立 人はその氏名を明らかにし、表現行為を具体的に特定して行うことを原則とするの が適当である

(「認識等の公表」「訴訟費用等の支援」「その他の支援」の関係について)

大阪市がとるべき措置としては、IIに記載のとおり、「認識等の公表」「訴訟費用等の支援」「その他の支援」が考えられるが、「訴訟費用等の支援」や「その他の支援」については、大阪市がヘイトスピーチであることを認定し「認識等の公表」を行うことが前提となるものである。

(「認識等の公表」について)

「認識等の公表」については、その措置の対象となる全ての事案を大阪市が把握することは困難である。

大阪市としてより多くの事案を把握するためには、被害を受けたとする市民等からの申立に基づき当該措置をとるかどうかを審査することを基本としつつ、大阪市が措置の対象となる事案を把握したときは、申立を待たずにとるべき措置を検討することとするのが適当である。

なお、申立については、大阪市が措置の対象となる事案を把握するための手法として受け付けるものであって、申立をする市民等に何らかの権利を設定するものではなく、大阪市に申立に対する応答義務が生じるものではないと位置付けるのが適当である。

申立については、客観的な記録とするため書面によるものとし、また、大阪市における事実関係の調査や証拠の収集に資するよう、①氏名(団体による申立の場合は団体名称と代表者氏名)及び②連絡先(住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先)を明らかにし、可能な限り、③表現発信者及び④表現行為の日時・場所・内容を明記することを求めるのが適当である。

もっとも、広く事案を把握するという観点から、匿名による情報提供を妨げるものではない。

(「訴訟費用等の支援」「その他の支援」について)

「訴訟費用等の支援」や「その他の支援」については、その支援の内容に応じて 支援を受けようとする者からの申請に基づき、支援をするかどうかについて検討す ることになる。

2 審査機関による審査

措置をとるにあたっては、市民等の人権擁護のほか、憲法が保障する表現の自由の限界、人種や民族に関わる国際的な動向などについて専門的な観点から客観的な判断をする必要があることから、有識者で構成する審査機関を設け、個々の事案についてその意見を聴くようにすることが適当である。

(1) 審査機関の位置づけ

審査機関については、地方自治法に基づく市長の附属機関(合議制の機関)として設置することが適当である

地方自治体が行政運営にあたって外部有識者の意見を聴く形式としては、執行機関の附属機関、専門委員、懇談会等行政運営上の会合など様々な形があるが、本審査機関については、その重要性に鑑み、地方自治法に基づく市長の附属機関(合議制の機関)として条例により設置することが適当である。

(2) 審査機関の構成

審査機関は、憲法、国際法、行政法に関する専門家及び弁護士で構成すること が適当である

審査機関を構成する専門家については、審査の対象がヘイトスピーチであること、表現の自由との関わりがあること、措置の内容として訴訟費用等の支援があることから、憲法、国際法、行政法の分野の専門家及び弁護士とするのが適当である。

なお、審査機関の構成員については、ヘイトスピーチによる被害を経験した者 を入れることが望ましいという考え方もあるが、そうした場合には、公平性の観 点から、被害者側だけではなく表現発信者の側も参画させることが求められる (例として、労働関係の審議会であれば労使双方が参画している)。

しかし、ヘイトスピーチに関してはその双方を代表する者を選定することが現 実には難しいことから、中立的な立場の専門家により構成することが適当である。

(3) 審査の手続

審査の手続においては、当事者双方から意見を聴取するなど公平性を確保する とともに、意見は書面の提出により行うことを基本とすることが適当である

審査の手続においては、判断の公平性を確保する観点から、ヘイトスピーチに

係る対象者と表現発信者の双方の意見を聴取するとともに、意見については客観的な記録となるよう書面の提出により行わせることを基本とすることが適当である。

当事者双方にとっても、審査機関が行う意見聴取への出席を求められるよりも 書面を提出する方が負担が軽減されるうえ、協力もしやすくなると考えられる。 もっとも、当事者が口頭による意見聴取を希望する場合は、審査機関の判断に より面談で行うことを妨げるものではないが、その場合にはその内容を記録する

なお、当事者が意見聴取に応じないといったことも考えられるが、当事者に審 査機関の審査に応じる義務を課すことは表現の自由の保障の観点等から困難で ある。

ようにすべきである。

このように当事者の協力が得られず、審査機関として十分な審査ができない場合には、ヘイトスピーチの存否等につき結論をえられないまま審査を終了することもやむを得ないが、答申においてその事情及び理由を明らかにすべきであると考える。

参考資料

- 資料1 諮問書(平成26年9月3日付け大市民第358号)(写し)
- 資料 2 大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会名簿

資料3 審議経過

(写し)

諮 問 書

大市民第 3 5 8 号 平成 2 6 年 9 月 3 日

大阪市人権施策推進審議会 会 長 坂元 茂樹 様

大阪市長 橋下 徹

公 印

「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市として とるべき方策について(諮問)

市民の人権を擁護する観点から、「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する 大阪市としてとるべき方策について、大阪市人権尊重の社会づくり条例第5 条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

(50 音順 敬称略)

会 長 川崎裕子 弁護士

会長代理 中 井 伊都子 甲南大学法学部教授

委員有澤知子 大阪学院大学法学部教授

委 員 大 前 藍 子 特定非営利活動法人大阪 NPO センター職員

委員 金沢一博 大阪市会議員

委員 代田敬子 人材育成コンサルタント業「レシプロシーズ」代表

委員 杉村 幸太郎 大阪市会議員

委員 武田 勝 積水ハウス株式会社法務部ヒューマンリレーション

室部長

委員 永井啓介 大阪市会議員

委 員 西 田 芳 正 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

委員宮本雄一郎 公募委員

委員 村木真紀 公募委員

委 員 森 実 大阪教育大学教授

専門委員 重 本 達 哉 近畿大学法学部准教授

専門委員 中 井 伊都子 甲南大学法学部教授、(審議会委員と兼任)

専門委員 細 見 三英子 ジャーナリスト

専門委員 毛 利 透 京都大学大学院法学研究科教授

「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会名簿 (50 音順 敬称略)

部会長 川崎裕子 弁護士

専門委員 重本 達哉 近畿大学法学部准教授

専門委員 中 井 伊都子 甲南大学法学部教授

専門委員 細 見 三英子 ジャーナリスト

専門委員 毛 利 透 京都大学大学院法学研究科教授

審議経過

	開催日	審議内容等
市長から大阪市人権施策推進審議会への諮問	平成 26 年 9 月 3 日	諮問 「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する 大阪市としてとるべき方策について
第1回 「憎悪表現(ヘイトスピー チ)」に対する大阪市として とるべき方策検討部会	平成 26 年 10 月 3 日	・部会の検討スケジュールについて ・大阪市内の「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」 等の状況について ・国連勧告及び政府の見解について ・当面の課題整理について
第2回 「憎悪表現 (ヘイトスピー チ)」に対する大阪市として とるべき方策検討部会	平成 26 年 10 月 31 日	・次回の検討部会におけるヒアリングについて・「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策を検討するにあたっての論点(試案)
第3回 「憎悪表現 (ヘイトスピー チ)」に対する大阪市として とるべき方策検討部会	平成 26 年 11 月 14 日	・関係団体へのヒアリングについて ・「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対す る大阪市としてとるべき方策を検討するに あたっての論点(試案)
第4回 「憎悪表現(ヘイトスピー チ)」に対する大阪市として とるべき方策検討部会	平成 26 年 12 月 12 日	・関係団体へのヒアリングについて ・「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対す る大阪市としてとるべき方策を検討するに あたっての論点(試案)
第 29 回 大阪市人権施策推進審議会	平成 26 年 12 月 19 日	・「憎悪表現 (ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策の検討について (他の議題は記載省略)
第5回「憎悪表現(ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会	平成 26 年 12 月 26 日	・「憎悪表現 (ヘイトスピーチ)」に対する大阪市としてとるべき方策について(取りまとめ案)の検討
第6回 「憎悪表現(ヘイトスピー チ)」に対する大阪市として とるべき方策検討部会	平成 27 年 1 月 16 日	・「ヘイトスピーチに対する大阪市として とるべき方策について」部会報告(案)の 検討
第30回 大阪市人権施策推進審議会	平成 27 年 2 月 10 日	・「ヘイトスピーチに対する大阪市として とるべき方策について(答申)」(案)に ついて (他の議題は記載省略)